

規定する特別支援教育支援員
四 学校教育法施行規則第七十八条の二（同令第七十九条の八第二項、第四百四条第一項、第四百三十三條第一項並びに第四百三十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する部活動指導員
五 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第六条第一項に規定する学校司書
六 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第七条第二項に規定する指導補助者
七 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十一条に規定する者及びこれに類する者（学校教育法第百十五條に規定する高等専門学校の職員であるものに限る。）のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等（法第二条第一項に規定する児童等をいう。以下同じ。）に接するもの（前各号に掲げる者を除く。） （法第二条第四項第二号の内閣府令で定める職員）
第二条 法第二条第四項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一 学校教育法施行規則第百八十五條に規定する助手 二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十一条に規定する者に類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するもの（前号に掲げる者を除く。） （法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定める職員）
第三条 法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第三条の三に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とする。

- 法第2条第4項においては、学校設置者等における犯罪事実確認等の対象となる従事者について、「教員等」と定義している。教員等は、その業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものを対象とし、3要件の具体的な解釈は次の表に掲げるとおり。

図表 5 対象職種における3要件の具体的解釈

3要件	具体的解釈
支配性	- 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること - また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること
継続性	日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること

3 要件	具体的解釈
	一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断し得ること
閉鎖性	- 他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること - 一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること ※ SNS やコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）

- 当該解釈を踏まえ、「教員等」の範囲をできる限り明確化するため、学校設置者等の類型ごとに、主な職種を、次の（ア）及び（イ）のとおり分類し、①及び②の表に例示する。

（ア） 職種全体が対象になるもの

（イ） 職種の一部が対象になり得るもの

※ （イ）のうち、対象となる具体例、対象とならない具体例については②の表を参照。

- なお、①及び②の表に例示する従事者は、各地方公共団体等において、個別に異なる名称で任用している場合がある点に留意が必要である。

① 学校設置者等の類型ごとの主な職種の分類

ア 学校教育法関係

施設	（ア）職種全体が対象になる	（イ）職種の一部が対象になり得る
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、医療的ケア指導医、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、教育補助員	—
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）